

# 1 大学における課外活動とは

本学における課外活動団体の定義：

「非公認課外活動団体による活動についての申し合わせ」

第2項

サークル団体とは、本学の施設を利用して継続的に活動することを目的とし、2名以上の本学学生が主体となって自由意思により結成した団体

「課外活動団体の公認等について（学生委員協議会申合せ）」

① 会員が2学部以上にわたる団体であること

② 自由意思により結成し、自由意思によって加入し、自主的に活動を行うこと。

③ 団連の加入承認を受けた後、必要書類を学長に提出していること。

④ ③の書類の提出後、学生委員協議会の了承を得て公認すること。

## 部室・課外活動共用施設を置くことの意味

### 大学設置基準第7条第3項

大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

### 大学設置基準第35条

大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。